

設備投資・機械購入などの計画がありませんか？

30万円以上の器具備品の購入から、**固定資産税が3年免除**の可能性あり

詳しくは、宇城市地域振興課（0964-32-1906）まで

詳細（市HP）



【生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画】による支援

計画認定を受けると、**固定資産税が3年間免除**される場合があります。

①機械装置（160万円以上）、②測定工具及び検査工具（30万円以上）、③器具備品（30万円以上）、④建物附属設備（60万円以上）が対象で、**生産性向上**などの要件あり。

商工会や税理士など（認定経営革新等支援機関）から聞いて申請される会社も

建設業

農業

ショベル、ホイローダ、発電機など

小売業

サービス業

自動釣銭機、包装機、レジスターなど

製造業

製造設備、検査装置、計測器、ロボット、生産管理システムなど

これまでの事例

50社以上が活用

【宇城市企業振興促進条例】による支援（工場や物流倉庫の新設・増設など、業種要件あり）

○要件：投資5,000万円以上且つ宇城市民5人以上の新規雇用

○支援：**固定資産税がゼロ～半額に（最長6年）**

新規雇用（1人につき20万円支給）

業種や投資額、雇用数によっては、**補助金**などの各種支援も。

**1億円以上の場合
は
県補助の可能性も**

詳細（市HP）



人が採れなくて困っている場合、雇用要件が外れる「特例あり」

- 三角町：2,700万円以上の投資
- 不知火町：500万円以上の投資（業種、資本金の額で変動あり）
- 1億円以上の投資（地域未来投資促進法の計画認定あり）

・発行日：2021年6月1日

・記載内容は、2021年6月1日現在のものです。

問い合わせ

宇城市企画部地域振興課

担当：千葉崎、下川、渡邊 TEL:0964-32-1906